

# 結婚新生活支援事業補助金

～みなべ町での新婚生活をサポートします！～



みなべ町内で新たに結婚生活を始めるご夫婦に新居の家賃等、引っ越し費用を助成します。

## 最大60万円

※夫婦共に29歳以下の場合 最大60万円

※夫婦共に49歳以下の場合 最大30万円

### ■対象世帯

- ①婚姻届が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ②夫婦共にみなべ町民
- ③夫婦共に年齢が49歳以下の世帯
- ④世帯所得が500万円未満の世帯
- ⑤継続して3年以上本町に定住する見込がある世帯

### ■申請受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

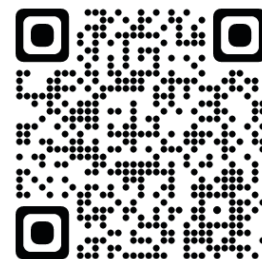
### ■申請書提出・問い合わせ

みなべ町役場 総務課

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

☎0739-72-2051



みなべ町 HP